

戦後改革の動向

	内 政	社会・経済	外 交
東久邇宮	1945 降伏文書調印		
幣原	1945 五大改革指令 日本自由党・日本進歩党 日本社会党・日本共産党	1945 財閥解体指令 農地改革指令 労働組合法	
	1946 天皇の人間宣言 軍国主義者の公職追放 男女平等の初の総選挙	1946 金融緊急措置令	
吉田 ①	1946 日本国憲法公布	1946 自作農創設特別措置法 1947 二・一ゼネスト中止指令 教育基本法・学校教育法 労働基準法 独占禁止法	
	1947 新憲法体制の初の総選挙 日本国憲法施行	1947 労働省設置 過度経済力集中排除法	
片山		1948 政令201号	
芦田	1948 昭和電工疑獄事件		
吉田 ② ③	1948 極東国際軍事裁判判決	1948 経済安定九原則 1949 ドッジ=ライン発表 単一為替レート設定 下山事件・松川事件	(1950 朝鮮戦争勃発)

第9講

1 占領の開始と軍国主義体制の解体

a 占領体制

占領の開始

ポツダム宣言受諾

鈴木貫太郎内閣総辞職→東久邇宮稔彦内閣

降伏文書調印（1945. 9. 2）

アメリカ軍の進駐開始→連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）設置

連合国軍最高司令官マッカーサー

占領の特徴

事実上アメリカの単独占領

間接統治方式

日本の非軍事化と民主化が基本方針

b 占領軍の民主化方針

東久邇宮稔彦内閣

民主化指令（1945. 10）

天皇制批判の自由、特高警察・治安維持法廃止、内務省解体などを指令

→実行不可能として東久邇宮内閣総辞職

幣原喜重郎内閣

マッカーサー、五大改革を指令（1945. 10）

- ① 婦人の解放
- ② 労働組合の結成
- ③ 教育の自由主義化
- ④ 圧政的諸制度の廃止
- ⑤ 経済の民主化

c 軍国主義体制の解体

戦犯容疑者逮捕（1945. 9） →極東国際軍事裁判（1946. 5～48. 11）

政治犯釈放、治安警察法・治安維持法・特高警察廃止（1945. 10～11）

天皇制批判の自由（1945. 10） →天皇の人間宣言（1946. 1）

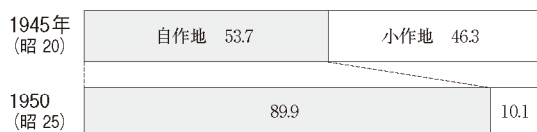
軍国主義者の公職追放（1946. 1）

農地改革の要点

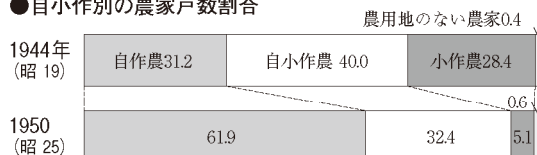
	第1次 [幣原内閣]	第2次 [第1次吉田内閣]
法的根拠	農地調整法改正	農地調整法再改正・自作農創設特別措置法
小作地保有限度 (不在地主)	保有を認めず	保有を認めず
(在村地主)	5町歩	内地1町歩・北海道4町歩
自作小作地保有制度	規定なし	内地3町歩・北海道12町歩
保有面積の計算	個人単位	世帯単位
譲渡方法	地主・小作人間の協議	国家による強制買収→小作人に売却
小作料	金納(小作人の希望で物納も可)	金納 最高限度 田25% 畑15%
農地委員会	地主5：自作農5：小作農5	地主3：自作農2：小作農5

農地改革の結果

●自作地と小作地の割合



●自作小作別の農家戸数割合



●経営耕地別農家比率

